平成２８年（フ）第１０９号
青森県八戸市青葉２丁目12番15号　高砂荘７号、前住所青森県八戸市諏訪３丁目16番18号
債務者　廣田　利昭
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第５２０号
仙台市青葉区東勝山３丁目16番８号
債務者　大森　　明
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５４号
茨城県稲敷郡美浦村大字八井田345番地５
債務者　井溪　康雄
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１５６号
茨城県つくば市谷田部2899番地２
債務者　岡島かおる
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１６０号
茨城県石岡市杉の井６番５号
債務者　田口奈美江（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１６４号
茨城県土浦市永国592番地２　アヴェニール21　Ｄ号室
債務者　石井　理恵
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第４７２号
川崎市宮前区神木本町３丁目２番３号　ＭＭＳ７　302
債務者　山中　泰恵
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
富山県砺波市苗加420番地４　コーポ砺波３号館234号室、前住所富山県小矢部市埴生2600番地118　吉田マンションＥ号
債務者　吉野　邦子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第９２号
富山県高岡市今泉63番地
債務者　岡島　陽子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２５１号
山梨県甲府市古府中町3060番地１
債務者　數野　貴史
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
山梨県甲府市向町421番地５、前住所山梨県甲斐市西八幡2628番地５
債務者　網野　直矢
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
長野県中野市大字吉田971番地４　ファミール三楽103号
債務者　田中　健一
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７８号
長野県上田市材木町２丁目７番11号
債務者　小野田政人
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第３０４号
岐阜市鍵屋西町２丁目19番地（小森ビル303）、前住所岐阜市鏡島精華１丁目４番32―302号（大誠ビル）
債務者　長屋　範文
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１３９０号
愛知県津島市中地町３丁目19番地１　中惣ビル３―Ａ号
債務者　岩谷　ジェシー　ジャキアスこと　ＩＷＡＴＡＮＩ　ＪＥＳＳＩＥ　ＪＡＱＵＩＡＳ
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３９２号
名古屋市天白区元八事３丁目93番地　元八事ビル
債務者　岡田　岩夫
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８７号
兵庫県加古川市尾上町養田423番地の14　大和荘２Ｆ10号
債務者　米澤　高広
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部